

平成30年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年4月12日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 第2委員会室
- 3 会議次第
 - 3月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長職務代理人報告
 - 議案第33号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第34号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第35号 公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求に対する棄却の裁決について
- 4 出席委員
日渡委員（教育長職務代理人）、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、金城同課主事、西本同課主事、木澤教職員室長、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が4月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第35号について、非公開とすることを可決

3月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長の職務代理に関する報告

○議案第33号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第33号大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定に基づき、緊急を要し、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がないため、教育長職務代理者が教育委員会を臨時に代理して決定したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

教育委員会事務決裁規程は、教育委員会の権限に属する事務の決裁手続及び職員の職務権限について定めているものであるが、今般事務の効率化、専決処分の迅速化等を目的として、市長部局の方の大津市事務決裁規程が改正されたことに伴い、同様に所要の改正を行うものである。

併せて、現状の組織に合わせた処理方法を定めるもの、協議先の簡素化を行うものである。

平成30年4月1日付人事異動に伴い、第2条第10号に次長級職員として和邇文化センター所長を加え、同号から生涯学習センター所長、科学館長を削り、第11号において生涯学習センター所長、科学館長が課長級職員となり生涯学習センター次長と和邇文化センター次長を置かなくなったことから、それぞれ同号から削り、代わりに和邇文化センター所長を課長級から除く職員として加えている。また、第14号において、学校教育課をグループ制としたことから、同課にてグループリーダーを指名できるように改正した。

別表の改正については、市長部局の協議先の欄についての改正が中心であり、その多くは、部長という職を協議先から削るということで、決裁の迅速化に繋がる。大津市の事務決裁規程の改正に伴って、教育委員会でも同様の改正を行うものである。「学校の設置及び廃止」について総務部長を協議先から削り、「請願等の処理」について政策調整部長及び総務部を協議先から削り、「訴訟等の処理」や「任命及び(3)の復職の決定」について総務部長を協議先から削り、「国、県への要望」及び「関係団体との協議」について政策調整部長及び総務部長を協議先から削り、「訴訟代理人の選任」において人事課長を協議先に加え、「調停の申立」について総務部長を協議先から削り、「表彰等」について政策調整部長を協議先から削り、「電子計算機等の利用」について協議先を全て情報システム課長とし、「C I (コーポレートアイデンティティ)の計画」について企画調整課長を協議先から削り、「外国旅行の決定」について国際交流室の名称変更に伴い名称を修正するとともに、次長級職員以上に係る決裁権者を部長に統一した。更に、行政不服審査法の改正に伴い、「異議申立」という言葉を「審査請求」に修正し、協議先について市政情報課のみとした。

施行日は平成30年4月1日である。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 市長部局において合議先を削るというのは分かるが、任命権者が違う場合に、全く同じ考えでいいのか、任命権者が跨っている先に捺印を求める場合に、別の部局の部長を決裁から外すということについて、共通認識は得られているか。

○飯田教育総務課長 市長部局とは協議済みである。考え方としては、決裁の迅速化・事務の効率化であり、それに沿って必要のない部分については省略するものである。

- 船見教育次長 市長部局でも部局が違う先に合議を求めることがあり、その際においても、部長を削り課長に変えるというものであるので、それと同じ整理をしている。
- 日渡教育長職務代理者 教育委員会内で決裁権限を下ろすといった見直しはないのか。
- 船見教育次長 今回の改正ではないが、一昨年度から教育委員の皆様にご意見を頂戴し議論いただいた中で、例えば教育次長の権限を政策監に下ろす等ということは一定行ってきている。

【採 決】 可決

○議案第 3 4 号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

○飯田教育総務課長 議案第 3 4 号大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条の規定に基づき、緊急を要し、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長職務代理者が教育委員会を臨時に代理して決定したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

この規則は、事務局及び学校を除く教育機関の職員の職の設置について必要な事項を定めている規則であり、第 3 条第 3 項及び第 4 項において、生涯学習センターの職員が女性会館及び視聴覚ライブラリーの職に充てられているが、これらにつき、生涯学習センターの現在の人員体制に合わせて、修正を行うものである。

施行日は平成 3 0 年 4 月 1 日付である。

【質 疑】 無し

【採 決】 可決

○議案第 3 5 号 公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求に対する棄却の裁決について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第 3 5 号公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求に対する棄却の裁決について、教育委員会の議決を求めるものであり、平成 2 9 年 9 月 2 9 日付提起された公文書公開請求に対する公文書公開決定処分に係る審査請求について、理由がないものと認め、棄却するというものである。

平成 2 9 年 8 月 3 日付、大津市教科用図書選定審議会の小学校道徳教科書選定に係る関係資料等につき、公文書の公開請求がなされた。同年 9 月 1 9 日付、教科用図書選定審議会委員の個人情報に関する内容や教科書展示会におけるアンケート等につき、公文書の公開をしない部分として決定した。同年 9 月 2 9 日付、この教科書展示会におけるアンケートについて、公文書の公開しない部分の決定を取り消す旨の審査請求がなされたため、同年 1 0 月 2 0 日付、教委総第 1 9 9 号により大津市情報公開・個人情報保護審査会（以下、審査会）に諮問したところ、平成 3 0 年 3 月 3 0 日付、大津市情報公開個人情報保護審査会から答申第 5 1 号があり、大津市教育委員会が行ったこの公文書部分公開決定について、実施機関の判断は妥当であるという答申を受けた。

理由は、公文書に記載している職業が累計登録者が非常に少ないこと、アンケートの枚数が 3 2 枚と限られていること、アンケートが自筆であるということから、特定の個人を判別、識別できるということで、条例第 7 条の第 1 号に該当する。また、このアンケートの自由記述欄は個人の心情が記載されていることから、公開は慎重に判断する必要がある、この自由記述欄を公にすることで、公にされたことを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇する、あるいは、その率直な意見を記載しなくなるといったことで、このアンケート調査の

適正な遂行に支障を及ぼすことがあるということから、この条例第7条の第6号部分に該当するということである。

これを受けて、答申にある判断と同じように、本件審査請求を棄却するものである。

【質 疑】

○壽委員 答申の内容において、職業についての記載が、累計登録者数や資格保有者数など詳細に亘っているが、この記載自体で既に職業が特定されてしまうのではないか。

○日渡教育長職務代理者 このような意見を、答申に対する申し入れという形で審査会に伝える制度はあるか。

○西村政策監 答申に対する申し入れは可能であると思う。もう一点、答申における「審査会の意見」において、大阪市教育委員会の事例に言及した上で、アンケートの運用について実施機関への意見が記載されているが、大津市情報公開・個人情報保護審査会条例上、審査会は、情報公開と個人情報保護に関する制度の運用及び改善に関する事項のみについて意見を述べることができるため、この意見はそれに沿っていないのではないかという議論が事務局であった。従い、それと併せ、申し入れをすることは可能と考える。

○日渡教育長職務代理者 この答申書は、すでに公になっているのか。

○西村政策監 審査請求人に対しては、通知されており、やがてホームページにもアップされる。

○日渡教育長職務代理者 諮問したのは教育委員会であるのに、諮問者に対するのと同時に請求人にも送付されるのか。

○西村政策監 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例では、第14条において「審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする」と規定されている。

○日渡教育長職務代理者 棄却することに関してはこのまま議決に移るが、答申に対して壽委員の意見や事務局の意見を、書面にて申し入れしてほしい。

○西村政策監 そのように対応する。

【採 決】 可決

閉会 日渡教育長職務代理者が4月定例会の閉会を宣言